

(案)

(造請－４２)

造 林 事 業 請 負 契 約 書

- １ 事 業 名 造林事業（末美谷山81は2林小班 地拵作業外2）
- ２ 事 業 場 所 香川県観音寺市大野原町田野々 末美谷山国有林81林班は2小班
- ３ 事 業 量 別紙事業内訳書のとおり
- ４ 事 業 期 間 自 契約締結日の翌日から
至 令和9年2月26日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- ５ 請 負 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- ６ 特 約 条 項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり
- ７ 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日	備 考

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 8 月 7 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町 2 丁目 8 番26号
氏名 分任支出負担行為担当官
四国森林管理局
香川森林管理事務所長 安藤 暁子

請負者 住所
氏名

(造請－４３)
別紙

事業内訳書

記入 番号	作業種	国 有 林 名	林小班	面 積 (数量)	単位	樹種・本数		事業期間等	備考
						ヒノキ	クスギ		
7	地拵	末美谷山	81は2	3.59	ha			自 契約締結日の翌日 至 令和9年2月26日	普通筋置 全刈
7	植付	末美谷山	81は2	3.64	ha	特定苗木 6,188		自 契約締結日の翌日 至 令和9年2月26日	ヒノキ：1,700本/ha
7	植付	末美谷山	81は2	0.31	ha		775	自 契約締結日の翌日 至 令和9年2月26日	クスギ：2,500本/ha
	植付 計			3.95	ha				
一	鹿防護網 設置	末美谷山	81は2	0.85	km			自 契約締結日の翌日 至 令和9年2月26日	

1. 本数伐採率は実地調査（収獲調査）の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（％）、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	規格	数 量	単位	備 考
ヒノキコンテナ苗	根元経3.5mm以上・苗長35cm以上	6,188	本	特定苗木
クヌギコンテナ苗	根元経4.0mm以上	775	本	
鹿防護網（L字ネット）	下記5のとおり	17	セット	

3 請負者は、2を購入した時は、遅滞なく納品書を監督職員に提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

なお、「生産事業者表示票」または「配布事業者表示票」を保管し、監督職員から要求があった場合は提示するとともに、作業完了後発注者に提出すること。

5 鹿防護網（L字ネット）については下記を1セットとする。

番号	名称	品質・規格	数量	単位
①	本体ネット	50 mm目合 2.4m×50m 上段1m:(PE400D/30 本) 中段1m:ステンレス線入りPE(400D/30 本 φ0.29/4 本) 下段0.4m:(PE400D/30 本) 上張り、下張り、裾押さえロープ付き(φ8 mm)、視認性の良い色(ブルー・オレンジ等)	1	枚
②	支柱	φ33×2400mm FRP	10	本
③	支柱キャップ	φ33 用	10	個
④	フック	φ33～φ35 用	10	個
⑤	支柱控えロープ	φ6mm×55m PE ロープ	1	巻
⑥	アンカー	400mm	100	本
⑦	結束バンド	200mm 1 袋100 本入り 耐候性	0.3	袋
⑧	補修糸	φ2.6 mm×55m PE ロープ ステンレス入り	0.2	巻

6 シカ防護網については、上記 5 及び別紙「防護網設置定規図」を参考とし、同等または同等以上のものとする。

材料に過不足が生じた場合は監督職員と協議することとし、余りがあった場合は作業完了後に監督職員へ引き渡しすること。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅	2. 5 m	筋置幅	1. 5 m
-----	--------	-----	--------

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 2 8 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。

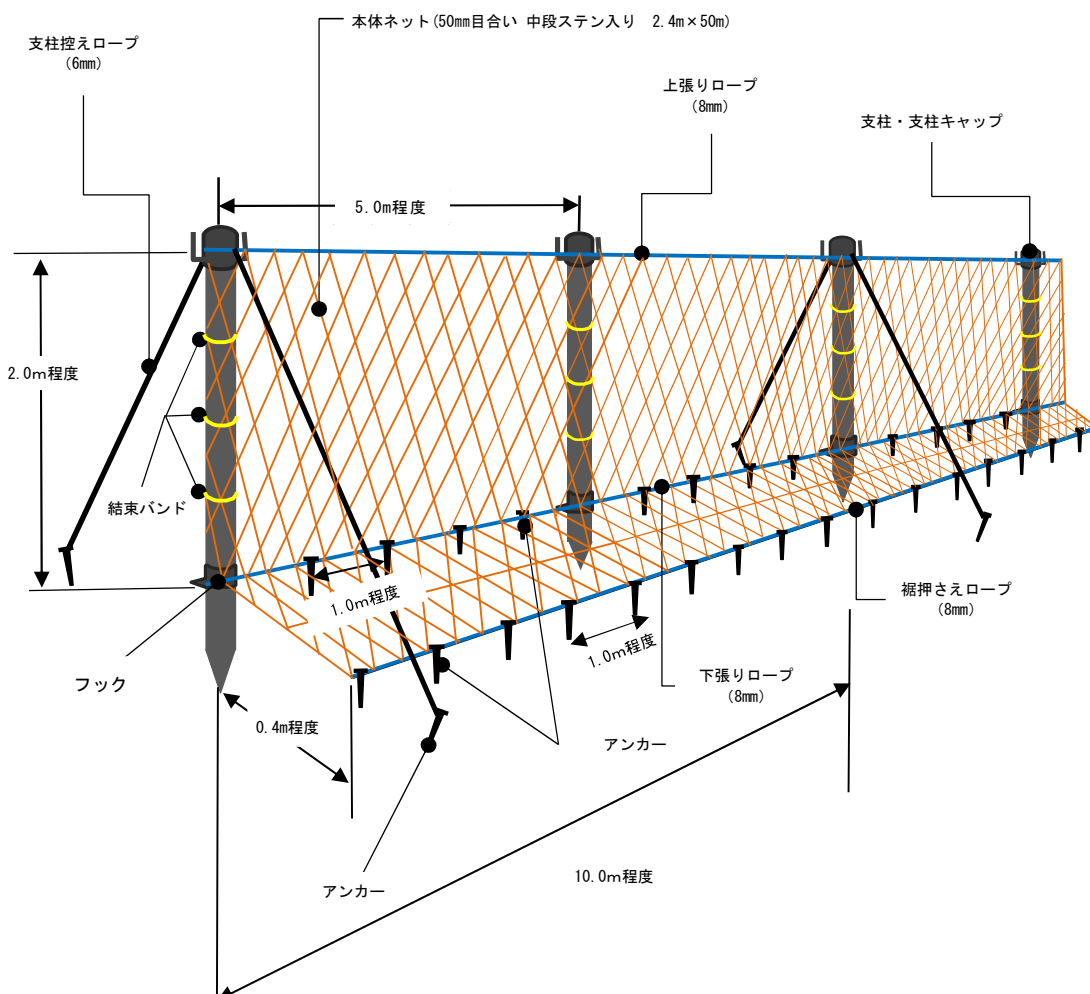
(1) 植付本数・距離

林小班	樹種	ha あたり本数	列間距離	苗間距離
末美谷山 81 は 2	ヒノキ	1,700 本	2. 0 m	3. 0 m
末美谷山 81 は 2	クヌギ	2,500 本		2. 0 m

- (2) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

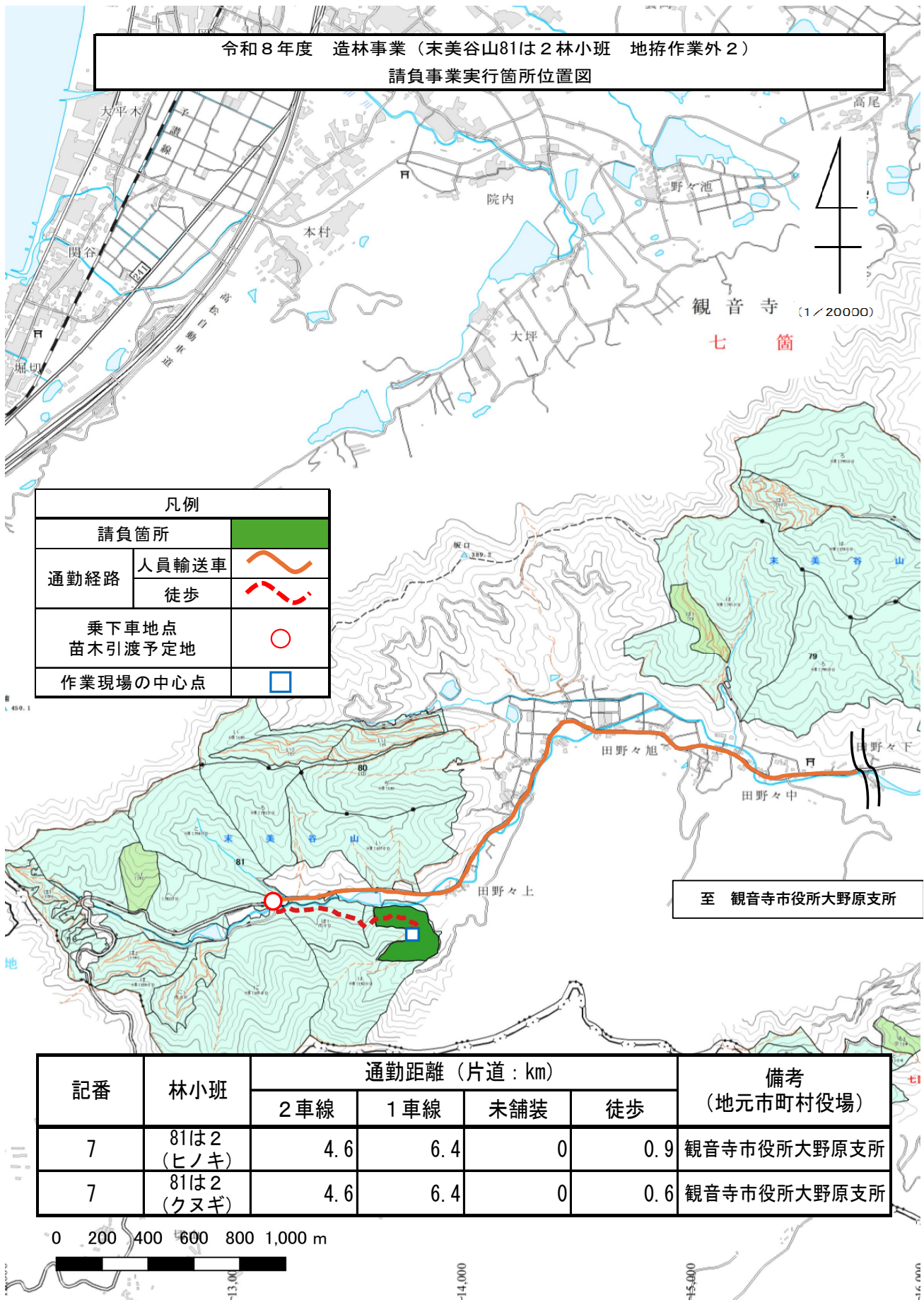
鹿防護網（L字ネット）設置仕様書及び定規図

- 1 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
- 2 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
- 3 鹿防護網設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
- 4 支柱の間隔は5.0m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
- 5 支柱と本体ネットは、上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
- 6 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
- 7 アンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔、裾押さえロープに1.0m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間ができないようしっかりと固定すること。
- 8 支柱控えロープの固定は、アンカーを使用すること。
- 9 フックは支柱にしっかり固定し、下張りロープを1回巻きつけること。
- 10 開閉できる出入口は図面に示されている箇所について作製すること。
- 11 修繕用資材の分配配置については、発注者が指示した箇所に配置する。
- 12 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



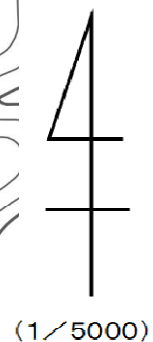
令和8年度 造林事業（末美谷山81は2林小班 地拵作業外2）

請負事業実行箇所位置図



令和8年度 造林事業（末美谷山81は2林小班 地拵作業外2）

請負事業実行箇所実測図



凡例	
地拵	
除外地	
作業道跡（控除）	

内訳表

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	作業面積 (ha)	控除面積 (ha)		備考
						作業道跡	造林除地	
7	末美谷山	81は2	地拵	4.73	3.59	0.36	0.78	

0 50 100 150 200 250 m



令和 8 年度 造林事業（末美谷山81は 2 林小班 地拵作業外 2）

請負事業実行箇所実測図

(1/5000)

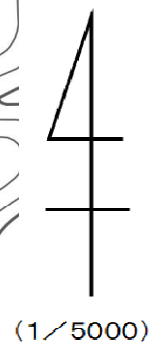
凡例	
植付（ヒノキ）	
植付（クヌギ）	
除外地	
作業道跡（ヒノキ植付）	

内訳表							
記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	作業面積 (ha)	控除面積 (ha)	備考
						造林除地	
7	末美谷山	81は 2	植付（ヒノキ）	4.29	3.64	0.65	
7	末美谷山	81は 2	植付（クヌギ）	0.44	0.31	0.13	

0 50 100 150 200 250 m

令和 8 年度 造林事業（末美谷山81は 2 林小班 地拵作業外 2）

請負事業実行箇所実測図



(1/5000)

凡例	
鹿防護網設置	
鹿防護網（既設）	
防護網開閉口	

内訳表					
記番	国有林名	林小班	作業種	設置距離 (km)	備考
	末美谷山	81は 2	鹿防護網設置	0.85	

0 50 100 150 200 250 m



別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 賃借人は、賃貸人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 賃貸人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 賃貸人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 貸貸人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 賃借人は、貸貸人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 賃借人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより貸貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 貸貸人は、賃借人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、賃借人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 貸貸人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を賃借人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。